

障害のある人を実習生として 受け入れてみませんか？

～障害のある人のための職業訓練（企業実践コース）委託先募集～

障害者委託訓練は、千葉県と公共職業安定所が連携して実施する公共職業訓練です。障害のある方の就職に向けた知識や技能の習得を図り、就職の促進と雇用の継続を目的としています。

障害のある方の雇用を検討している企業の皆様、これまで障害のある方の雇用経験がなく、「何の業務を任せたらいいのか？」「どんな点に配慮すればいいのか？」「どんな人がうちに合っているのか？」という疑問をお持ちの企業（社会福祉法人、NPO団体）の皆様も、是非ご相談ください。訓練メニューの作成、訓練中の問題解決など、障害者職業訓練コーディネーターや地域の就労支援機関が連携してサポートしますので、実際の雇用に向けたイメージ作りに役立ちます。

【訓練の概要】

- 内 容 実際の業務に即したもの
(例：データ入力、書類整理、梱包、ピッキング、調理補助、
食器洗浄、販売補助、清掃業務、リネン交換、農作業など)
- 期 間 原則1か月
- 委 託 料 (月額上限・税込) 中小企業* 97,200円/人
※社会福祉法人・NPO法人は常用労働者数による
中小企業以外 64,800円/人

【お問い合わせ先】

千葉県立障害者高等技術専門校 043-291-7744 (委託訓練担当)

又は各地域の障害者就業・生活支援センター

パンフレット・募集要項はこちら→ <http://shogisen.ec-net.jp/>

平成30年4月、法定雇用率が引き上げられます (2.0%→2.2%)

従業員数45.5人以上50人未満の企業にも、新たに障害者の雇用が義務付けられます。

千葉県では、障害者雇用未経験企業への支援として、千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会に委託し、訓練受入れ時のサポートのほか、企業見学会や相談会の開催などを行っています。